

4月1日から

# 公共施設の 使用料が変わります



3年をめぐりに見直しを行っている公共施設の使用料について、平成17年9月号でお知らせした見直しの結果と4月1日からの使用料をお知らせします。

皆さんの財産である施設を維持するため、ご理解とご協力をお願いします。

## 公共施設の使用料を見直した点

### ◎使用料の算定方法を見直しました

これまでの使用料の算定は、施設によって積算基礎がまちまちになっていましたが、今回の見直しでは、施設を実際に使用する人が応分の負担をする受益者負担の適正化を基本に、使用料の積算根拠を明らかにした分かりやすい使用料とするため、『使用料算定の基本的方式』を改正しました。

▶見直しの対象とした施設（1平方メートル当たりの時間単価の使用料の設定ができる施設）

登別温泉ふれあいセンター、総合福祉センターしんた21、各児童館、公民館（登別、登別温泉、鷺別）、労働福祉センター、鉄南ふれあいセンター、婦人センター、市民会館、若草つどいセンター、札内高原館

### ◎ガス料金や冷房料金を廃止しました

調理室などでガスを使用した場合、その実費を負担していただいていたことが、ガス料金が施設の維持管理費の中に含まれていることから、実費負担を廃止しました。

また、冷房料金についても利用期間が少ないことから廃止しました。

### ◎冬季使用料を設定しました

11月1日から4月30日までの期間内に施設を使用する場合は、暖房料を含めた『冬季使用料』を納めていただきます。

### ◎利用区分を見直しました

『午前』や『午後』、『夜間』、『全日』の利用区分に変更はありませんが、利用する時間帯によって使用料に差をつけず1時間当たりの単価を同じにしました。『全日』の区分は、1時間当たりの時間単価を通常の80%としました。

また、これまで市民会館大ホールと中ホールの使用料は、土・日曜日、祝日の料金を別に定めていたことが、平日の使用料と同じにしました。

### ◎減額使用料を見直しました

使用料の減額基準を統一し、使用料の30%を減額使用料としました（11月から4月までの期間については、暖房料の実費相当額を加算）。

なお、減額使用料が1,000円未満の場合はその金額を使用料とし、1,000円を超えた場合は、1,000円に1,000円を超えた金額の50%を加算した額を使用料としました。

## 第1分類 社会福祉や児童の生活文化の振興などを目的とした施設

### 登別温泉ふれあいセンター

室名：多目的ホール 面積：88.4㎡ (単位：円)

区 分	午 前		午 後		全 日		
	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	
一 般	現行	600	900	800	1,300	2,000	3,300
	新	700	1,000	900	1,200	2,300	3,200
減額対象 団 体	現行	40	340	60	560	160	1,460
	新	250	550	300	600	700	1,600

### 総合福祉センターしんた21

室名：多目的ホール 面積：161.0㎡ (単位：円)

区 分	午 前		午 後		全 日		
	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	
一 般	現行	2,600	3,000	3,400	3,900	7,900	9,400
	新	2,800	3,200	3,700	4,300	9,000	10,600
減額対象 団 体	現行	250	650	340	840	850	2,350
	新	850	1,250	1,100	1,700	1,850	3,450

### 児童館

(単位：円)

室 名 (面積)	区 分	午 前		午 後		全 日		
		使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	
幌別児童館 1号室 (66.1㎡)	一 般	現行	500	650	750	950	1,900	2,460
		新	500	600	700	900	1,700	2,200
	減額対象 団 体	現行	30	180	40	240	110	670
		新	150	250	250	450	550	1,050
鷺別児童館 1号室 (84.2㎡)	一 般	現行	650	800	950	1,150	2,400	2,960
		新	600	800	800	1,000	2,200	2,800
	減額対象 団 体	現行	30	180	40	240	110	670
		新	200	400	250	450	700	1,300



▲総合福祉センターしんた21